

東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況(緊急時対策所)(第 3 4 条)

設置許可基準規則第 3 4 条は、発電用原子炉施設に異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けることを要求しているため、以下の事項について対応状況を示す。

(緊急時対策所)

第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。

第 3 4 条 緊急時対策所

1. 設置許可基準規則第 3 4 条 適合への対応状況 34-2

1. 設置許可基準規則第34条 適合への対応状況

設置許可基準規則/解釈	基準適合への対応状況	審査資料記載内容
<p>(緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p>	<p>1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係個所との通信連絡を行うために必要な設備として、送受信器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末、FAX）、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、テレビ会議システム（社内）、加入電話設備（加入電話、加入FAX）、専用電話設備（専用電話（ホットライン）（自治体向））及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、災害対策本部内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>① 緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に、発電所の状況把握、異常等の対処等適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する設計とする。 異常等に対処するために、必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。 緊急時に関係要員が必要な期間にわたり安全に滞在できるよう遮蔽、換気について考慮した設計とする。 <p style="text-align: right;">【説明資料（2.1：34条-13）】</p> <p>*別添1において、緊急時対策所の配置、アクセスルート、緊急時対策所建屋、収容人員及び遮蔽、換気設備について記載。 <資料別添1：p34条-別添1-1-3, 2-1~2-3, 2-10, 2-11~2-39></p> <p>② 必要な情報を把握できる設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所には、中央制御室内の運転員を介さずに事故状態を正確かつ速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。 緊急時対策所において事故状態の把握と必要な指示を行うことが出来るよう、炉心反応度の状態、炉心の冷却の状態、格納容器内の状態、使用済燃料プールの状態、周辺の環境放射線状況を把握、水素爆発による格納容器の破損防止、並びに水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについてSPDSデータ表示装置にて確認できる設計とする。 <p style="text-align: right;">【説明資料（2.2：34条-14）】</p> <p>*別添1において、SPDSデータ表示装置、確認できる主なパラメータ及びSPDSデータ伝送概要について記載。 <資料別添1：p34条-別添1-2-40~2-42, 5-26~5-32></p> <p>③ 通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電所内の中央制御室等と密接な連絡が可能なように、専用電話を含む多重の通信連絡設備を設置する設計とする。 <ul style="list-style-type: none"> 送受信器（ページング）（警報装置を含む。） 電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末） 携行型有線通話装置 無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型） 衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）

設置許可基準規則/解釈	基準適合への対応状況	審査資料記載内容
		<p>・発電所外の必要箇所とは、専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備を設置し、連絡可能な設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末，FAX） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型） ・テレビ会議システム（社内） ・加入電話設備（加入電話，加入FAX） ・専用電話設備（専用電話（ホットライン）（自治体向）） ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP 電話，IP-FAX） <p style="text-align: right;">【説明資料（2.3：34条-14）】</p> <p>*別添1において，通信連絡設備の概略図，配備台数，回線容量を記載。 <資料別添1：p 34条-別添1-2-43, 5-15, 5-25></p> <p>④ 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が把握できるよう，酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。 <p style="text-align: right;">【説明資料（2.4：34条-15）】</p> <p>*別添1において，配備する資機材等として，酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計について記載。 <資料別添1：p 34条-別添1-5-20></p>